


施設カルテ

【平成26年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S02311	住所(所在地)	松阪市魚町1653番地								
		施設名称	旧長谷川邸(主屋)										
		根拠条例	県文化財保護条例	設置年度	—								
		担当部署	教育委員会事務局 文化課	財産区分	12 公共用財産								
	設置目的	長谷川家から寄贈された土地及び建造物、庭園等を整備し、江戸店持ち伊勢商人の当時の隆盛を今に伝える歴史的建造物として保存・公開する。											
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第二種住居地域		駐車場(収容台数)	なし					
	土地	敷地面積	4688.40 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—					
	主たる建物	建物名称	主屋		構造・階数	木造(柱10.5cm角超)・地上2階・地下0階							
		用途	居宅		建築年月日	江戸～大正時代		建物取得費	長谷川家より寄付				
		延床面積	561.73 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準				
		耐震診断(実施年月)	未実施		耐震補強(実施年月)	未実施							
	万歴大 円・規 以上計 画改修 (3等 の履	実施年度	対象建物		改修内容		費用(税込)						
		平成26年度	主屋		床等補修		4,254,660 円						
		平成27年度	庭園側離れ		床等補修		6,480,000 円						
		リスク・高機能化対応度	特記事項なし										
	管理・運営上の問題点	<ul style="list-style-type: none"> 今後、経年劣化に伴い改修等による費用の発生が見込まれる。 改修にあたっては、文化財に対応した工事を実施する必要があるため、多額の経費がかかる。 											
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 敷地が県指定文化財(史跡及び名勝)に指定されているため、改修等にあたっては現状変更にかかる協議が必要。 											
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	AM10:00～PM4:00		休館日	不定期		運営形態	直営					
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日						
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容	清掃等の施設管理、入館者対応								
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	8.00 人	合計	8.00 人			
	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費								
	維持管理経費				8,011,801		運営・事業等経費				0		
	光熱水費				134,780		指定管理委託料						
	保守点検委託料				86,400		その他の経費						
	賃借料				0		②小計				0		
	修繕費				432,348		財源				補助金等収入		
その他の経費				7,358,273		使用料等収入							
人件費				2,438,260		その他収入							
職員等				0		③年間収入合計				0			
非常勤職員				2,438,260		④合計(①+②)-③				10,450,061 円			
①小計				10,450,061		市民一人あたりのコスト				62.20 円			
④ 施設の状態	利用内容		単位	実績数(過去3力年)			H26実績(詳細)						
				H24	H25	H26	使用可能数	稼働率(%)					
	公開日数		日	—	15	36							
	入館者数		人	—	361	5,751							
	類似機能を有する公共施設		松阪商人の館			近隣にある公共施設		本居宣長旧宅跡(魚町)					
	特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 三重県指定有形文化財(建造物) 継続 											

